

最低制限価格の事後公表について

五條市では、市が発注する建設工事において、入札の透明性を図れるとの考えで、最低制限価格については、最低制限基準金額を設定し、開札当日、くじにより算出割合を乗じて最低制限価格を算出しておりましたが、それが、いわゆる歩切りにつながることで、又、事業者の皆様の見積り努力を損なうことから、平成25年4月1日以降の入札通知・入札公告分から最低制限価格を事前公表から事後公表に試行的に移行することとしました。

1. 対象となる案件

最低制限価格を設定する一般競争入札又は指名競争入札となる工事

2. 最低制限価格の算出方法

最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる率を乗じた額の合計額とします。ただし、その額が、設計金額に10分の9を乗じて得た金額を超える場合には10分の9を乗じて得た額とし、設計金額に10分の7を乗じて得た額に満たない場合には10分の7を乗じて得た額とします。

- ① 直接工事費 × 0.95 の千円未満切り捨てた額
- ② 共通仮設費 × 0.90 の千円未満切り捨てた額
- ③ 現場管理費 × 0.70 の千円未満切り捨てた額
- ④ 一般管理費等 × 0.30 の千円未満切り捨てた額

工事内容等から上記の方法により難しい場合には、予定価格の10分の7を下らない範囲内でその都度算出するものとします。

3. 内訳書

従来通り、落札者には、契約締結時に内訳書の提出を求めます。

4. 公表方法

開札当日、開封前、予め算出した最低制限価格を書面にて公表します。又、落札者決定後は公表開札録においても公表します。

5. その他

- ① 予定価格については、従来の設計金額を予定価格とし、事前公表とします。
- ② 最低制限価格を下回った場合は、失格となります。
- ③ 最低制限価格を聞き出そうとする等の行為は、指名停止等の措置を行うことがあります。